

第3期益城町地域福祉計画

平成30年3月
益城町

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画の背景・目的	1
2. 計画の法的根拠	2
3. 計画の位置づけ	4
4. 計画について	5
(1) 地域福祉計画とは	5
(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画について	6
5. 計画の期間	6
6. 計画策定の経過について	7
(1) 事業所調査について	7
(2) 地区コミュニティ調査について	7
(3) パブリックコメント（ご意見等の募集）について	7
第2章 益城町の現状	8
1. 統計からみる益城町の現状	8
2. 事業所調査からの益城町の現状と課題	13
3. 地区コミュニティ調査からの益城町の現状と課題	14
4. 各種調査からみる益城町の現状と課題	15
第3章 計画の基本理念・基本目標	16
1. 計画の基本理念	16
2. 計画の基本目標	17
3. 計画の体系図	18
第4章 計画内容	20
基本目標1：足元からのご近所支え合い	20
基本目標2：福祉人材の育成と活躍	26
基本目標3：地域福祉取組みの総合化	30
基本目標4：被災された人への取組み	34
第5章 推進体制について	38
1. 協働による計画の進捗	38
(1) 住民の役割	38
(2) 地域の役割	38
(3) 関係団体の役割	38
(4) 社会福祉協議会の役割	39
(5) 行政の役割	39
2. 計画の点検・評価	39
資料編	41
(1) 益城町地域福祉計画等策定委員会名簿	42
(2) 益城町地域福祉計画等策定委員会の設置	43

第1章 計画の概要

1. 計画の背景・目的

全国的に少子高齢化や核家族化が進み、個人の価値観や生活様式が多様化するなど、家庭や地域でお互いを支え合う機能が低下するといった人と人とのつながりが希薄になり、社会的に孤立する人の増加といった新しい問題も生じています。また、制度や分野をまたがる複合的な課題、制度の狭間にある課題など、地域の課題は多種多様なものとなってきています。

そのような中、高齢者や子どもに対する虐待や孤立死の問題、生活困窮者への支援、さらには、平成23年3月に発生した東日本大震災、平成28年4月に発生した熊本地震においてその重要性が再認識させられた地域コミュニティの課題など、地域の実態に合った施策や取組みが必要となっております。

本町では、熊本地震において甚大な被害を受けました。この震災からの復興にあたっては、住民が主体となり、町・議会、地域、自治会及び民間等と協働で「自助・共助・公助」の概念を原則として推進することとしています。現在は震災の復旧期（平成28年～平成30年）にあり、地域コミュニティの再構築を行いながら、地域の課題に対して様々な取組みを行っています。また、未だに震災発生から震災前の生活に復旧できていない人に対しての支援や取組みを行うことも求められています。住民の方が抱える様々な課題を一つひとつ解決しながら地域住民の絆や団結力を強め、地域で「災害に負けない心のつながり」を広げ、誰もが安心安全に暮らせるように地域福祉に関する取組みを推進していく必要があります。

「第3期益城町地域福祉計画」は、平成28年に策定した「益城町復興計画」や、高齢者、障がい者、子どもなどを対象とした福祉に関する町の分野別計画と整合し連携を図りながら、これらの計画を横断的につなげる計画として、住民主体のまちづくりや住民参画を促し、住民の生活全般にわたる地域福祉の向上を図ることを目的としています。また、今年度策定する「益城町地域福祉活動計画」は、住民参画のもとに地域住民、ボランティア、NPO法人などが自主的・自発的な活動を行いながらお互いに連携し、地域での組織化を具体的に進めていく計画です。

平成24年3月に策定した「益城町地域福祉計画・益城町地域福祉活動計画」が平成28年度に計画終了しています。本町の震災からの復興状況及び地域福祉の現状を踏まえ、近年の社会情勢や福祉に関する新たな課題に、国・県の動向を踏まえて、計画を見直し新たな策定を行い、地域福祉の更なる推進を目指すことを目的としています。

2. 計画の法的根拠

地域福祉の推進については、社会福祉法第4条に基づき、地域福祉計画は、同法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に関する事項を定める計画で、福祉関係の個別計画に基づく福祉施策を総合的に推進するうえでの理念と、地域の福祉力を高めるための施策について提示するものです。また、同法第109条において社会福祉活動の推進役とされる社会福祉協議会で策定する「地域福祉活動計画」は、住民の自主的な地域福祉活動を推進するための仕組みづくりについて定めた行動計画です。

社会福祉法 抜粋 (平成15年4月施行)

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

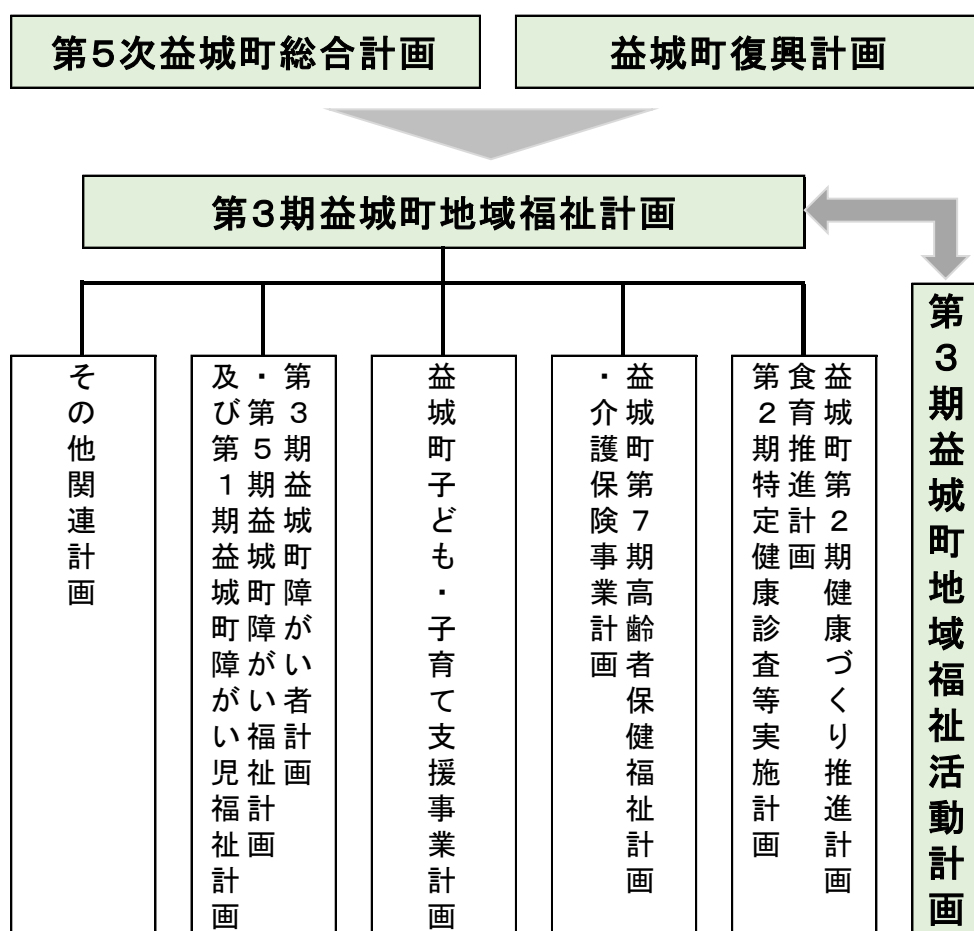
「地域福祉計画策定への協力ならびに地域福祉活動計画推進における社会福祉協議会の取組み方針」

(平成 15 年 11 月全国社会福祉協議会)

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を営む者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画であり、その内容は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決めである。

3. 計画の位置づけ

「益城町地域福祉計画」は「第5次益城町総合計画」を上位計画とし、「益城町総合計画」の分野別計画の性格を持っており、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として、「地域福祉の推進」を図るための基本的指針となるものです。また、「益城町第2期健康づくり推進計画、食育推進計画、第2期特定健康診査等実施計画」、「益城町第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「益城町子ども・子育て支援事業計画」、「第3期益城町障がい者計画・第5期益城町障がい福祉計画及び第1期益城町障がい児福祉計画」等、地域福祉に関する各個別計画とともに連動し、地域福祉の推進を図ります。



4. 計画について

(1) 地域福祉計画とは

地域福祉とは、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉などの対象者ごとの福祉サービスだけではなく、自分たちが住んでいる地域社会の生活課題を発見し、解決していこうとするものです。

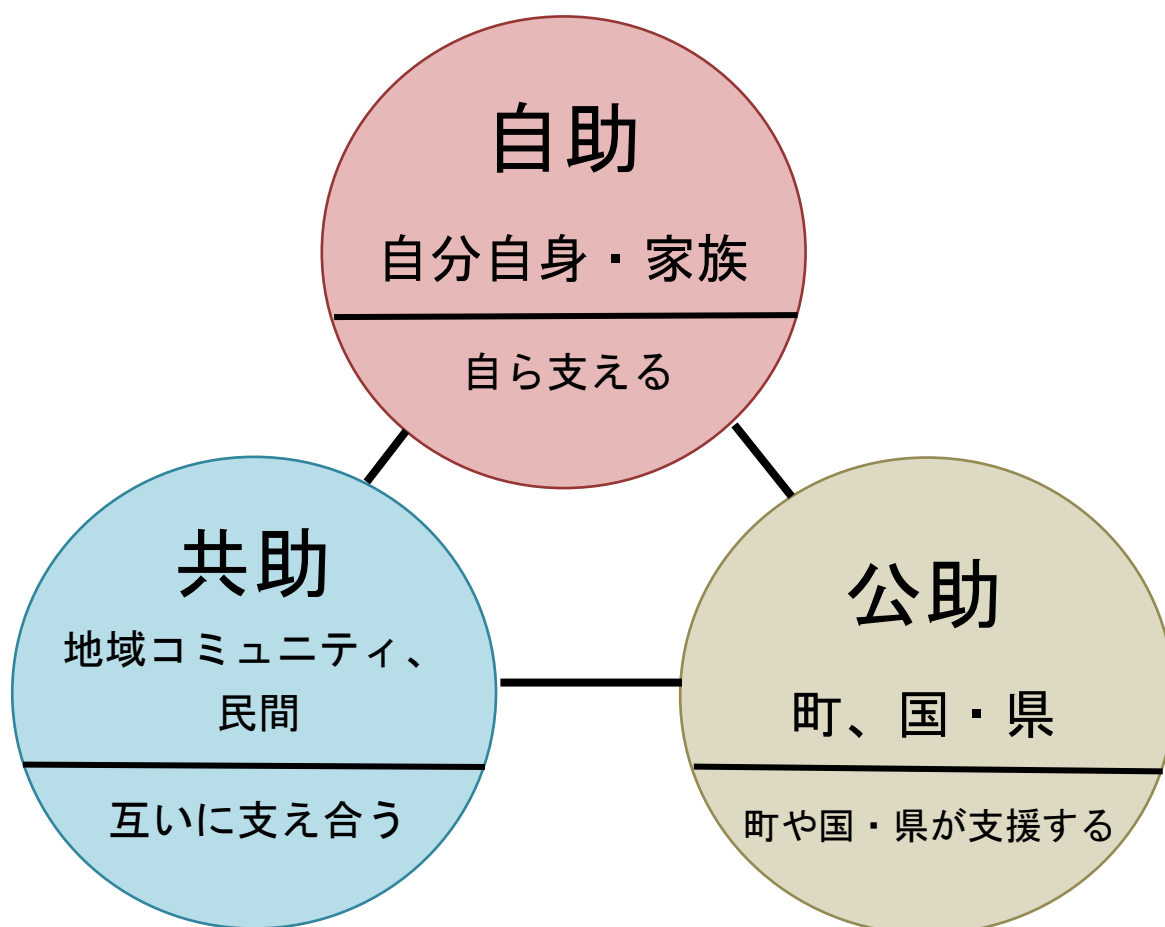
これからのまちづくりは、子どもから高齢者まで住民の誰もが住み慣れた地域の中で心豊かに安心して暮らせるような仕組みを住民、地域、事業所、行政が手を携えてつくり、それを持続させていくことが求められています。そのためには、さまざまな生活課題について住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携によって解決していく必要があります。

すべての住民が主役となり、生き生きと、自分らしく、安心して暮らせる福祉の地域づくりを進めていくための指針となるべきものが地域福祉計画です。

自助とは・・・自分自身や家族を支えること

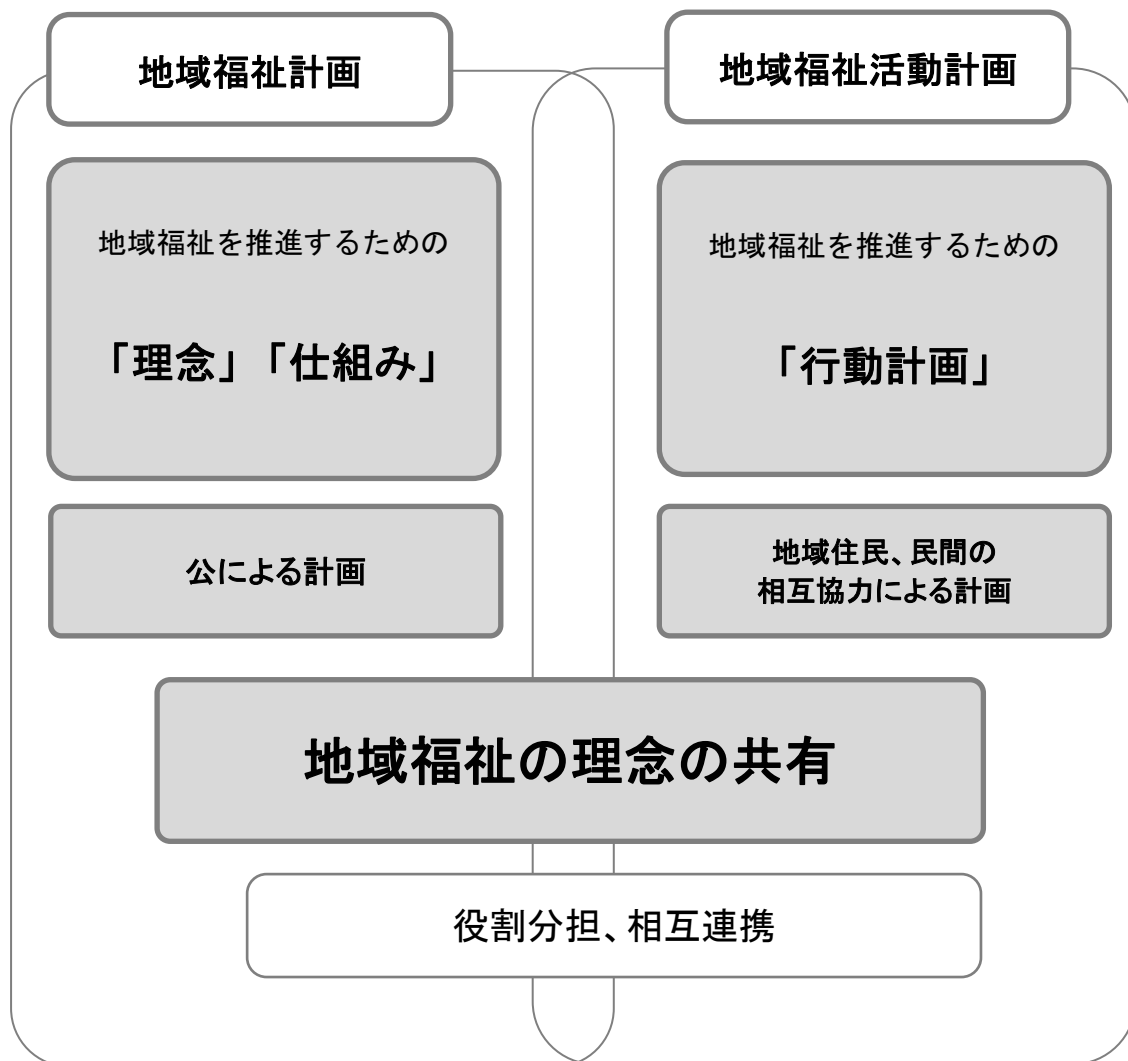
共助とは・・・地域コミュニティや民間のつながりの力で、互いに支え合うこと

公助とは・・・町や国・県による「救助」や「支援」のこと



(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画について

「地域福祉計画」は、町が地域福祉を推進するための理念や仕組みをつくる計画であり、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となって地域住民の立場から地域福祉を推進する民間の行動計画です。両計画は、相互に重要な役割を果たすものであり、密接な連携が求められます。



5. 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とし、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

6. 計画策定の経過について

(1) 事業所調査について

本計画を策定するにあたり、益城町にある福祉事業所やボランティア団体等への地域福祉に関する意見や意識、生活課題を把握するために調査を実施しました。

調査対象	益城町にある福祉事業所及びボランティア団体等
調査方法	郵送発送・郵送回収
調査期間	平成29年10月4日～10月20日

(2) 地区コミュニティ調査について

各地区コミュニティの代表者に、地区および益城町に関する意見や意識、生活課題を把握するために調査を実施しました。

調査対象	各地区（5地区）の代表者
調査方法	直接手渡し・郵送回収
調査期間	平成29年11月10日～11月24日

(3) パブリックコメント（ご意見等の募集）について

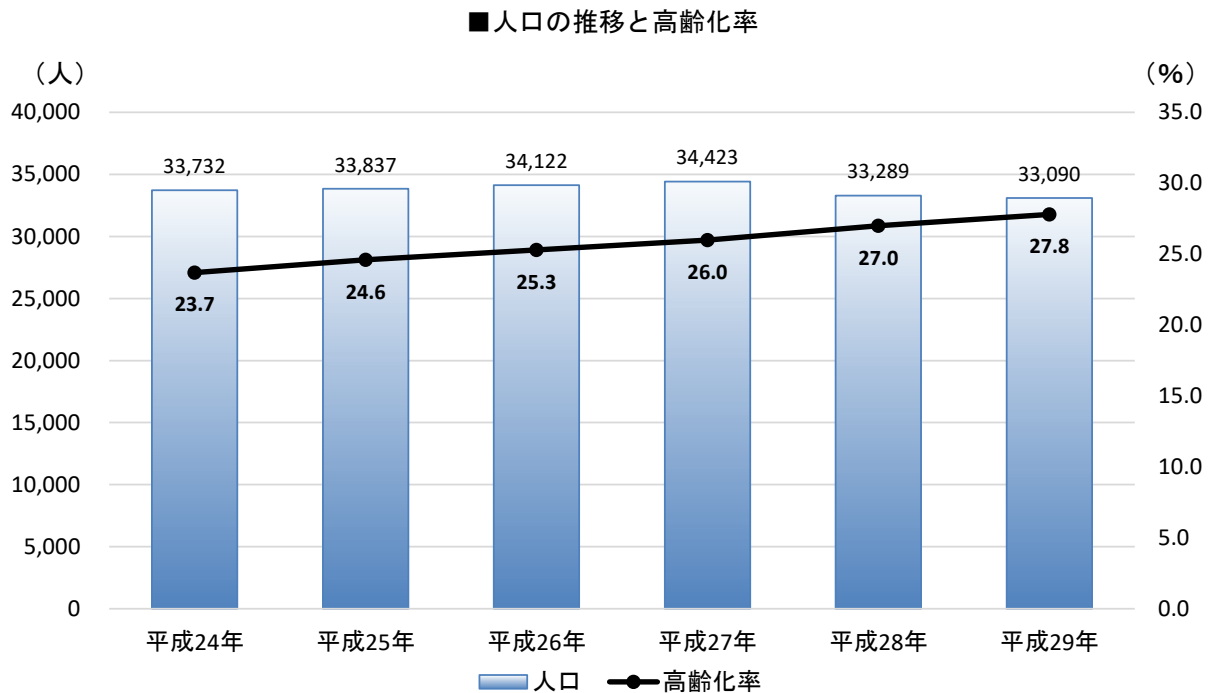
本計画案に対し、広く住民の意見を伺うために、平成30年2月23日から平成30年3月9日においてパブリックコメントを実施しました。

第2章 益城町の現状

1. 統計からみる益城町の現状

(1) 人口の推移と高齢化率

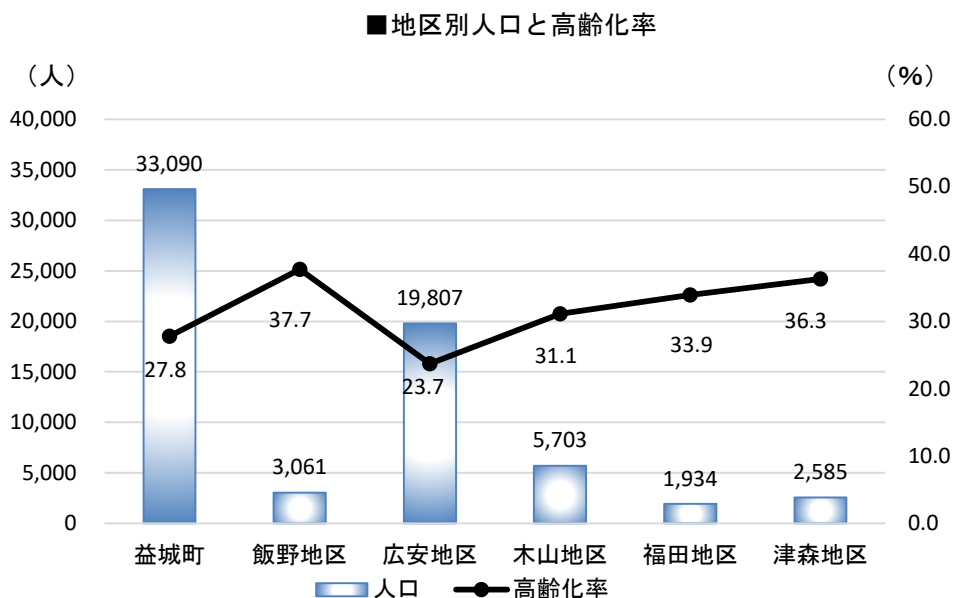
人口は平成24年～平成27年は微増傾向にあり、平成28年以降はやや減少しています。平成29年の人口は33,090人となっており、高齢化率は増加傾向にあります。



(2) 地区別人口と高齢化率

本町の地区別に人口を見ると、広安地区の割合が最も高くなっており、町全体の約6割の人が住んでいます。

高齢化率をみると、飯野地区が最も高く37.7%、最も低い地区は広安地区で23.7%です。

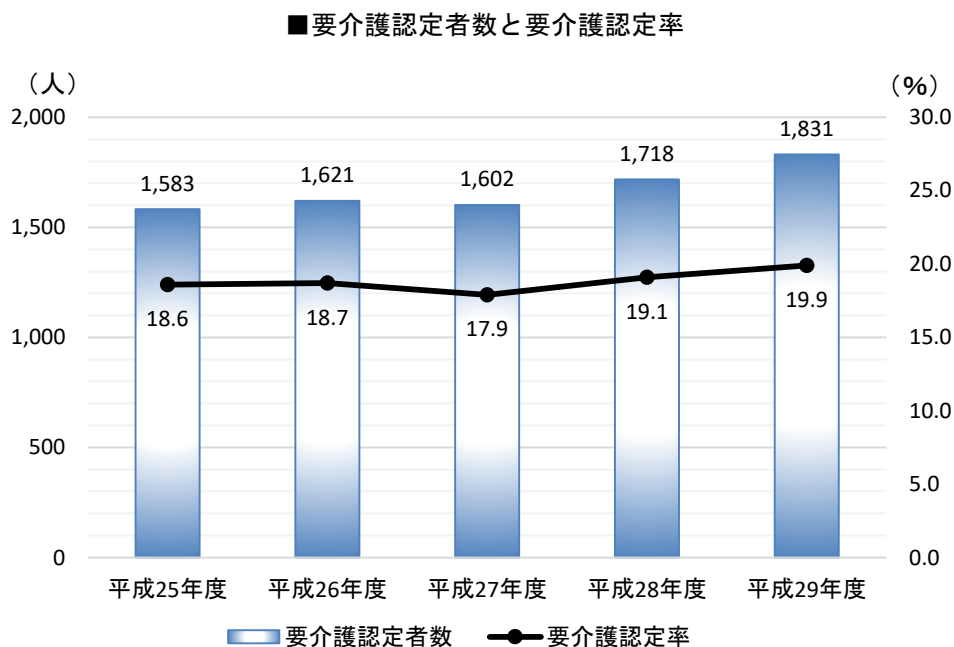


	人 口	高 齢 者 人 口	高 齢 化 率	一 般 世 帯 総 数
益 城 町	33,090	9,215	27.8%	13,038
飯 野 地 区	3,061	1,154	37.7%	1,179
広 安 地 区	19,807	4,696	23.7%	7,692
木 山 地 区	5,703	1,771	31.1%	2,338
福 田 地 区	1,934	656	33.9%	748
津 森 地 区	2,585	938	36.3%	1,084

資料：福祉課
平成29年9月末現在

(3) 要介護認定者数と要介護認定率

要介護認定者数の推移をみると、増加傾向となっています。要介護認定率も若干、増加傾向にあります。



	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
要介護認定者数	1,583	1,621	1,602	1,718	1,831
要介護認定率	18.6%	18.7%	17.9%	19.1%	19.9%

資料：福祉課
平成29年9月末日現在

(4) 児童福祉分野の施設

児童福祉分野の施設は、入所者数は幼稚園が245人、認定子ども園が136人、保育所が969人です。

施設の種類	設置数	定員	入所数	待機者数
幼稚園	2	330	245	7
認定子ども園	1	160	136	26
保育所	11	1,070	969	

資料：こども未来課
平成29年7月末日現在

(5) ボランティア団体・個人

ボランティアセンターには個人11人、60団体が登録されており、うちNPO法人は8団体です。

ボランティア団体・個人(ボランティアセンター登録)	個人	11
	団体	60
うちボランティアセンター登録のNPO法人		8

資料：福祉課

平成29年3月末日現在

(6) 民生委員児童委員

民生委員児童委員については、本町では定数が63人、うち3名が主任児童委員をしていますが、震災等の影響から不在の地域もあり、現在定数の確保に努めています。

地区名	民生委員児童委員
総数	63
飯野地区	7
広安地区	30
木山地区	12
福田地区	5
津森地区	6
主任児童委員	3

資料：福祉課

平成29年9月末日現在

(7) 要援護者※

要援護者については、男性53人、女性205人、合計258人おり、広安地区で最も多く98人です。

※要援護者とは、災害時要援護者登録制度の趣旨に同意し登録申請を行った人

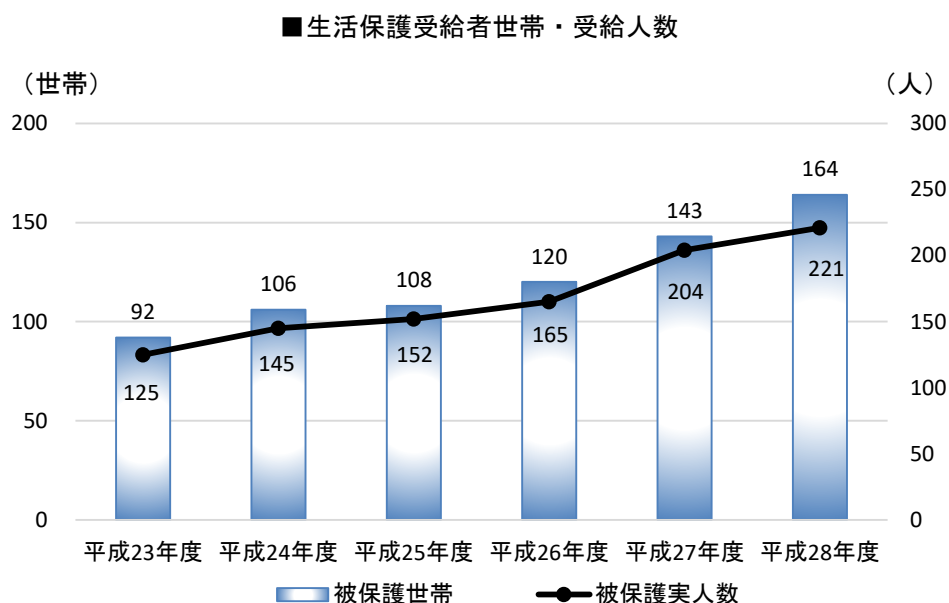
地区名	男性	女性	合計	うち障がいをお持ちの方
総数	53	205	258	10
飯野地区	8	33	41	
広安地区	14	84	98	3
木山地区	21	48	69	6
福田地区	6	20	26	1
津森地区	4	20	24	

資料：福祉課

平成29年3月末日現在

(8) 生活保護受給者世帯・受給人数

生活保護受給者世帯・受給人数の推移をみると、生活保護受給者世帯は平成23年度では92世帯でしたが、平成28年度では164世帯まで増加しています。生活保護受給者数も平成23年度は125人でしたが、平成28年度では221人まで増加しています。



資料：福祉課
平成29年3月末日現在

	被保護世帯	被保護実人数
平成23年度	92	125
平成24年度	106	145
平成25年度	108	152
平成26年度	120	165
平成27年度	143	204
平成28年度	164	221

資料：福祉課
平成29年3月末日現在

2. 事業所調査からの益城町の現状と課題

(1) 団体での課題や問題点 (抜粋)

• 若い会員の入会を希望
• 住宅密集地の中にあり、福祉施設として場所がわかりにくく、土地が狭いため困難
• 人員不足
• 間借りをして活動を継続できているが、こちらも平成30年3月までのため、今後の目途が立っておらず不安
• 福祉サービスの事業内容の周知がなされていない
• 地域で暮らしている障がいを持つ方との関わりが難しい
• 知的障がい者がどういう方か知らない方が多い
• 事業所（ボランティア無料）の施設全壊のため、これからの活動を考慮中

(2) 課題や問題解決のための行政への要望 (抜粋)

• 規制緩和を望む
• 規制緩和なくして震災からの復興は望めない
• 落ち着いて活動できる場所を切望
• 福祉との連携があまりとれていない
• 学校との連携が欲しい
• 本人の希望される在宅での生活が延長できるように、もう少し工夫をしてほしい
• 支援の必要な高齢者のフォローをしてほしい
• 個人情報との関係があるので、町からの働きかけなどが必要
• 障がい者の特性や、理解をしてもらう啓発が必要

(3) 他団体との連携 (抜粋)

• 認知症サポーターや町、包括から研修や各種相談等に対応してもらっている
• 具体的な取組みがわかりにくく連携が取りづらい
• もう少し団体との連携について、手助けがあっというと思う
• 定期的に集まる場があれば、連携などとりやすいのではないかと
• 行政からアドバイスが欲しい

※記載内容については、調査結果の文章中から一部抜粋して記載しています。

調査により、各事業所・各団体等の現状や課題として、若い世代や人員・人材の不足といった事や、熊本地震で被災したため、事業を再開できていない事などが挙げられています。他の団体との連携については、認知症サポーターや行政、地域包括支援センター等と連携し対応している事業所があるなか、連携が取りづらいなどの課題を抱えている事業所もあります。このような問題を解決するために、新しい団体や他の団体・関係機関との連携の構築がこれまで以上に必要となります。

3. 地区コミュニティ調査からの益城町の現状と課題

(1) 地区の課題や不安（抜粋）

・従来のような組が再編しないと地区の収入がなく、区の行事等ができない
・年末助け合い等の集会や上納ができない可能性がある
・65歳以上の高齢者が多くなってきている
・住宅の再建ができるか不安がある
・高齢者が多く、若者がいない
・住宅地や住宅、農家が混在する地区など地区ごとに応じた対応が必要
・高齢者世帯、ひとり暮らし世帯に対しての支え合いが今後の課題になる
・家の修理等する材料を購入できるホームセンターが益城町にはない
・道路が狭く、救急車両が通行するのにも不安がある

(2) 課題解決のための対応策（抜粋）

・消滅した組があるため地区の再編成が必要
・体が健康な人が不自由な人や動けない人の手助けや世話をする
・連絡協議会（案）を発足させ、情報共有や支援（支え合い）の回数を増やせば嘱託員や民生委員児童委員の業務が遂行できる
・「地域づくり協議会」との連携も必要

※記載内容については、調査結果の文章中から一部抜粋して記載しています。

調査により、地区の現状や課題として、若者の減少や高齢者の増加など少子高齢化が進んでいることがわかります。また、熊本地震によって、これまで活動してきた組の存在自体が無くなり地域活動に影響が出ている状況です。今後は、それぞれの地区の特性を踏まえた新しい地域コミュニティを再構築していくことが求められます。

4. 各種調査からみる益城町の現状と課題

本町においても、高齢化率は年々増加しており、平成24年の23.7%に対して、平成29年は27.8%まで増加しています。要介護認定者の認定率も年々緩やかに増加しており、今後も、高齢化と要介護認定率の増加が進むと考えられます。このように、「支える側」の減少と「支えられる側」の増加、さらには生活課題・福祉課題の多様化・複雑化が進んでいる現状においては、「支える側」のみに頼るだけでは課題の解決が困難です。今後は、高齢者がこれまで培ってきた豊富な知識と経験を生かし、活躍できる場や機会の提供などにより、自立支援と社会参加・参画を推進し、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、みんながみんなを支え合うことができるような仕組みづくりを検討する必要があります。

また、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。

生活保護受給者の5年間の推移をみても平成23年度の125人から、平成28年度には221人と96人が増加しています。平成27年4月から「生活困窮自立支援法」が施行されたことに伴い、自立支援に係る対策が必要とされています。この法律では、生活保護に至る前の段階の自立支援強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施など必要な措置を講ずるものとされています。今後、生活を維持することができなくなるおそれがある人に対し、生活困窮者自立支援事業の活用や、各関係機関と連携し本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談体制の充実に努める必要があります。

事業所調査では、若い世代の不足といった事や、熊本地震で被災したため、事業を再開できていない事なども課題として挙げられており、福祉人材の確保や育成、他の団体との連携を構築する仕組みづくりが求められています。

地区コミュニティ調査からも、若い世代の不足といった事や、これまで活動してきた組の存在自体が消滅した地区もある事など課題に挙げられています。各地区の特性を踏まえた地域コミュニティを再構築していくことが求められています。

このような現状の中で、住民一人ひとりの努力（自助）や行政による支援（公助）だけではなく、社会福祉協議会や各ボランティア団体、福祉サービス事業所、民生委員児童委員、地域に暮らす住民など様々な人々が、協働で地区ごとの特性に合った地域福祉活動を推進（共助）する必要があります。

第3章 計画の基本理念・基本目標

1. 計画の基本理念

地域の和 こそって築く 益城町

～ 災害に負けない心のつながり ～

第3期計画においての基本理念は、第1期計画・第2期計画で掲げてきた理念である「地域の和 こそって築く 益城町」を引き継ぎ、施策・事業の展開につなげます。

また、今回の第3期計画期間が震災の復旧期から再生期に繋げる時期であるため、「災害に負けない心のつながり」をサブタイトルとして加えて、計画を推進します。

益城町で生活する地域住民一人ひとりが「主役」となり地域の生活課題を我が事としてとらえ、地域一丸となって様々な課題を丸ごと取り組むまちづくりを進めていきます。

2. 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するため、下記の4つの基本目標にて計画を推進します。今回は熊本地震で被災された人に対する基本目標を1つ追加して計画を推進します。基本目標4については、基本目標1～3の現状と課題・取組みの方向性、住民・地域・行政等のそれぞれの取組みについて再掲しています。

基本目標 1

『足元からのご近所支え合い』

地域活動は、地域住民のふれあいや交流などの助け合いが必要不可欠です。住み慣れた地域で子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせるまちづくりのために世代や分野を超えて支え合い、助け合います。

基本目標 2

『福祉人材の育成と活躍』

福祉サービスを提供する上で、行政だけではなく地域住民、福祉サービス事業所、ボランティア団体など様々な立場で役割を分担し協力していく必要があります。そのために、まちづくり活動支援センター、ボランティアセンター等を活用して、地域の支え合い意識の啓発、福祉教育を進めるとともにボランティアや福祉分野の人材育成を行います。

基本目標 3

『地域福祉取組みの総合化』

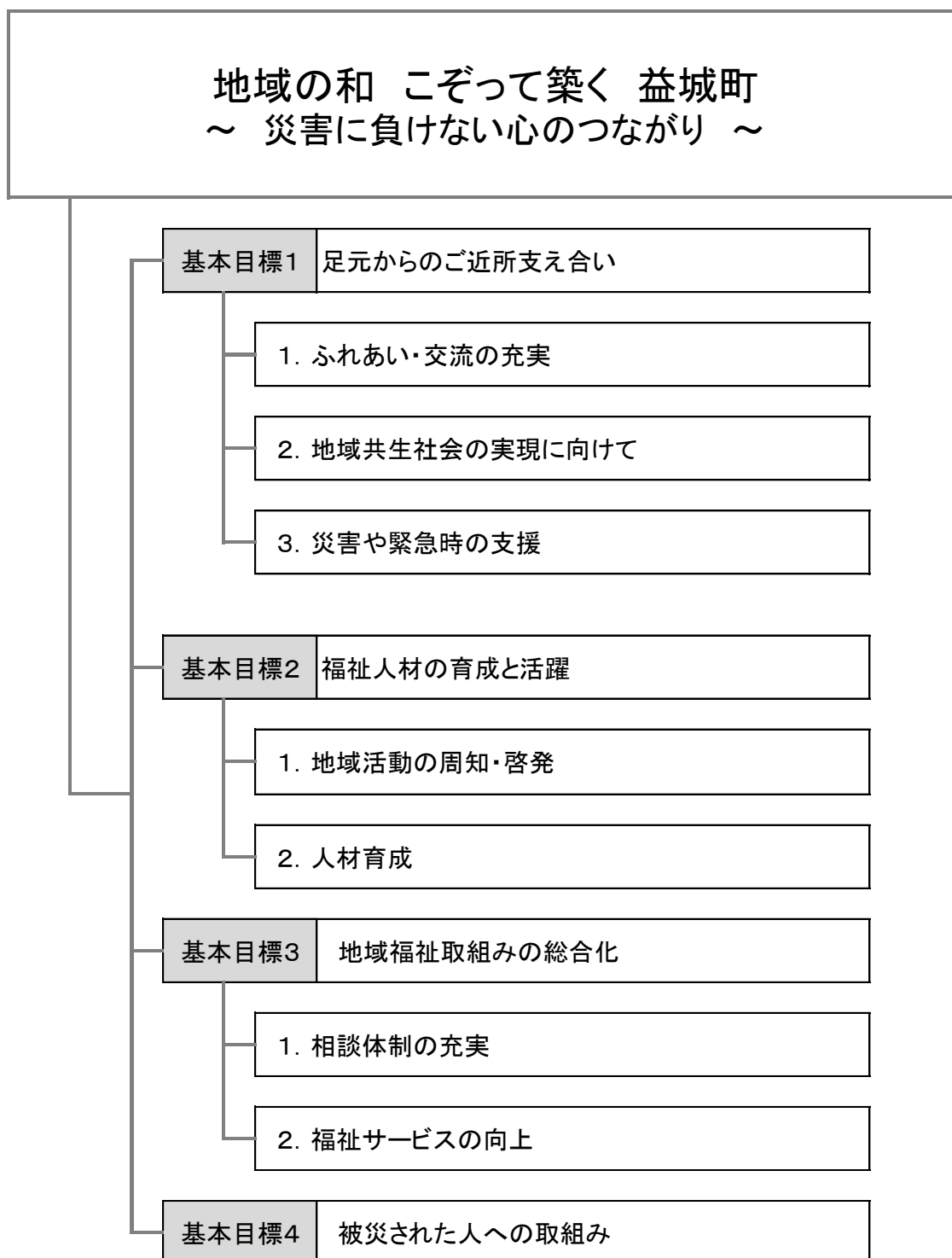
住み慣れた地域で誰もが自分らしく生活するためには、安心して健康に暮らすことが重要です。そのために、適切なサービスが安心して利用できるように、相談体制の充実や福祉サービスの向上が求められます。行政だけでなく様々な団体や各種専門機関と連携を図りながらサービスの提供に努めます。

基本目標 4

『被災された人への取組み』

熊本地震によって被災した人が抱える様々な問題を一つひとつ解決できるよう、地域住民の協力を得ながら様々な団体と連携し誰もが安心安全に暮らせるように地域福祉に関する取組みを推進します。

3. 計画の体系図



第4章 計画内容

基本目標1：足元からのご近所支え合い

(1) ふれあい・交流の充実

【現状と課題】

地域活動を行うにあたって、住民同士のふれあいや交流は必要不可欠です。現在、地域における支え合いや助け合いによる地域福祉推進については、重要性や考え方の周知を図ることができず、住民同士のふれあいや交流の機会を十分に設けることができませんでした。しかし、熊本県の事業である地域の縁がわづくりには5つの団体が登録し、ふれあいや交流の場として活動を継続しています。

また、生活支援等の推進では、生活支援体制整備事業の推進のため、高齢者のニーズや地域資源の把握を行っています。これらの活動を通して、地域住民のふれあいや交流の充実を推進する必要があります。

しかし、地域活動を行う上で必要な施設が熊本地震により被災し、これまでのような地域活動を継続することが困難な状況となっています。

【取組みの方向性（方針）】

地域住民が安心して暮らしていくためには、地域住民のふれあいや交流が必要不可欠です。地域住民がふれあう場や交流の場となる公民館等が熊本地震によって被害にあっています。公民館等の再建や改修の支援を行うとともに、災害公営住宅の建設では、みんなの広場など共有スペースを設置し、地域コミュニティの向上を図ります。今後は、震災で生まれた絆を大切に、地域活動に活かせるような支援を検討します。

【取組み内容について】

住民ができること（自助）
○行政ワークショップ、地域サロンなど、地区で開催されるイベントに積極的に参加します。 ○地域サロンサポーター養成講座に参加します。 ○地域で開催される行事、イベントの際には、隣近所で声を掛け合います。
地域でできること（共助）
○行政ワークショップ、地域サロン、地区で開催されるイベントなどの情報を積極的に周りに伝え参加するように声かけを行います。 ○地域サロンサポーター養成講座へ参加を促します。 ○地域での行事（遊び・祭り）を開催し、世代間の交流が行えるよう参加を促します。 ○地域の行事・イベントの開催にあたっては、誰もが参加しやすいように努めます。
行政の取組み（公助）
○高齢者ニーズの把握や地域資源のマッチングを行い、買い物・掃除などの生活支援の仕組みづくりを検討します。 ○高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かし、生きがいと健康保持のために働くことができる環境づくりを推進し、活躍できる場の情報を提供していきます。 ○地域で子育てしやすい環境づくりを推進します。 ○子育て世代に対して情報の提供に努めます。 ○被害のある公民館の再建や改修の支援を行い、地域コミュニティの推進を図ります。 ○震災時の各関係機関との連携や支援体制を今後の地域活動に活かせるような支援を検討します。
地域福祉活動計画における主な取組み
○行政と協力し、身近な行政区やまちづくり協議会などの住民組織を単位とするワークショップの開催について内容、開催方法を協議していきます。 ○地域サロンの全地区での実施を目指すとともに、地域サロンを通して支え合い活動の広がりを支援していきます。 ○民生委員児童委員、高齢者相談員、地域サロン協力者などの協力によって、地域での支え合いの充実を進めます。

(2) 地域共生社会の実現に向けて

【現状と課題】

制度や分野ごとの関係を超えて、地域住民が地域の様々な主体となり我が事として参画し、世代や分野を超えて丸ごとつながることで、地域のあらゆる住民が支え合い、助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を目指す必要があります。そのため、行政や社会福祉協議会等の団体が横断的に連携を図り、地域における互いに支え合うネットワークづくりを推進していく必要があります。

【取組みの方向性（方針）】

地域共生社会とは、対象者ごとに福祉サービスを「縦割り」にしたり、「支える側」と「支えられる側」に分かれたりせず、あらゆる地域住民や団体等が支え合いの当事者として役割をもち、みんながみんなを支えるような社会です。

地域共生社会を実現するためには、一人ひとりの意識や行動はもとより、住民、地域、事業所、行政が協力しながら、みんなで支え合うための取組みや仕組みづくりを推進することが重要になります。

そのため、地域のあらゆる住民が、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現のため、制度や分野の関係を超えて協力していく必要があります。そのために、様々な団体が連携を図り、地域における支え合い助け合いのネットワーク構築や強化を行います。また、住み慣れた地域で暮らせるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目指します。また、高齢者のニーズを把握し、生活支援等のサービスを整備・検討するための生活再建支援体制整備事業の推進を行います。

【取組み内容について】

住民ができること（自助）
○近所の人と普段からコミュニケーションをとります。 ○区長、民生委員児童委員、高齢者相談員などを把握します。 ○地域活動やボランティア活動に関心を持ちます。
地域でできること（共助）
○民生委員児童委員などと連携・協力し、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障がい者（児）等のいる世帯に声かけや安否確認をします。 ○地域でひとり暮らし高齢者の緊急時の連絡体制を把握します。 ○ボランティアや見守りネットワーク活動の支援者を確保します。 ○高齢者や障がい者（児）等の困りごとを我が事と捉えて支援します。
行政の取組み（公助）
○生活支援体制整備事業で、高齢者のニーズを把握し生活支援等のサービスの検討・整備を行います。 ○情報提供や啓発活動を進めることで、地域における支え合いのネットワークを構築し、強化に向けて支援します。 ○地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて努めます。 ○地域における互いに支え合うネットワーク活動において個人情報取り扱いや守秘義務を守ることに関する啓発を図ります。 ○「地域共生社会」が実現できるように支援を検討します。
地域福祉活動計画における主な取組み
○地域での見守りや声かけ、生活支援などの啓発を進めます。 ○生活支援については、定年を迎えた団塊の世代の社会参加や地域貢献活動の一環として生活支援の仕組みづくりを行政と協力して行います。 ○民生委員児童委員、高齢者相談員、地域サロン協力者と連携を取り、地域見守りを推進します。 ○福祉に関する事業所や団体、グループに対して先進事例等を伝え、誰もが集える「地域の縁がわ」の設置を促し、支え合い活動の拠点を増やしていきます。 ○障がい者（児）への理解を深めるための広報活動を行うとともに、住民との交流の場や研修会の機会を通じて、障がい者の理解を進めます。

(3) 災害や緊急時の支援

【現状と課題】

様々な災害や緊急時に対応すべき事について、十分な検討や対策が行われず、熊本地震で多くの問題を抱えることとなりました。この経験を踏まえ、一つひとつの問題を検証し、平常時より災害や緊急時に備えることが必要です。

地域によっては、熊本地震を踏まえて、住民、福祉事業所等が連携し、大規模な災害を想定した自主避難訓練を通して、福祉避難所の理解や啓発活動を行いました。また、訓練終了後には、参加者の方たちと地域の特性を活かしたコミュニティ形成の促進・定着を目的とした活動も行っています。今後、熊本地震での経験を活かし、様々な災害や緊急時における訓練や備えを充実していく必要があります。

【取組みの方向性（方針）】

災害時に行政ができる対応には限界があり、自主防災組織の結成等、住民による自助・共助に基づく防災体制の構築が必要です。熊本地震において経験したことを踏まえて、災害時要援護者避難支援計画の見直しや町内各地で自主防災組織の設立を行うとともに、消防団や消防署・警察署との連携ができるような体制の構築を行います。災害が発生した際に、避難者に混乱が生じないように指定避難所についての広報・啓発を行います。

福祉避難所について、様々な災害を想定した訓練を行えるように、住民、福祉事業所、関係各機関と連携し支援します。また、住民へ福祉避難所についての広報・啓発を行います。

今後は、区長、民生委員児童委員、高齢者相談員、ボランティアと速やかに連携できるような体制の構築に努めます。

【取組み内容について】

住民ができること（自助）
<ul style="list-style-type: none">○防災訓練や避難訓練などに参加します。○自主防災組織に参加し設立・運営に協力します。○緊急時のための非常用の備品を準備します。○避難場所や避難経路を確認します。○不審な人や車を見かけたら、警察や役場に連絡・相談をします。○交通安全を意識し、交通マナーを守ります。
地域でできること（共助）
<ul style="list-style-type: none">○自主防災組織の設立・運営に協力し、住民の参加を促します。○地域の防災マップを作製するなど情報の共有をします。○緊急時に備えて、近所との連携を行います。○戸締りや不審者に気をつけるように地域で取組み、声をかけ合います。○子どもの見守り等の活動をさらに推進し、地域で子育てしやすい環境を作ります。
行政の取組み（公助）
<ul style="list-style-type: none">○地域の消防団や消防署・警察署などへの支援体制の構築を行います。○区長、民生委員児童委員、高齢者相談員、ボランティアへの協力などの支援の輪を広げます。○自主防災組織の設立・運営を支援します。○災害時要援護者避難支援計画の見直しなどを行い、要援護者を把握し、避難先についての協議や支援の推進を図ります。○福祉避難所と運営等について共有を再度図り、大規模な災害時に対応できるよう連携や組織づくりを検討します。
地域福祉活動計画における主な取組み
<ul style="list-style-type: none">○普段からの見守りと気配りを進め、地域で避難が困難な世帯の把握（防犯防災見守りマップの作成等）し、安否確認や避難支援に活かします。○震災時の地区での対応状況などの検証が、今後につながるものであり、民生委員児童委員等へのアンケートや聞き取り等を行います。○災害ボランティアセンター運営を検証し、今後活かしていきます。

基本目標２：福祉人材の育成と活躍

（１）地域活動の周知・啓発

【現状と課題】

地域活動をしていく上では、地域で取り組まれている活動の内容を知る必要があります。

特に、自助や共助の重要性については、広報ましきで啓発活動を行い、継続して周知を行う必要があります。様々な地域で活動が行われましたが、熊本地震以降は個々の活動を把握する事が困難となっており、啓発活動に活かすことができない状態です。そのため、まちづくり活動支援センターを活用し地域活動の周知・啓発を行うことを検討し、活動についても周知・啓発及びコーディネート機能の充実を図る必要があります。

【取組みの方向性（方針）】

地域活動を行うにあたって、自助・共助による地域活動の重要性を周知・啓発することが重要になります。また、地域の支え合いに大きな役割を果たしている区長、民生委員児童委員、高齢者相談員、老人クラブ、婦人会等の町内にある各団体との連携を強化し、地域で行われている地域活動を把握し、活動内容の周知・啓発を行っていきます。まちづくり活動支援センターについては、活用方法や活動内容の見直しを行います。

【取組み内容について】

住民ができること（自助）
○地域の活動や行事に参加します。 ○区長、民生委員児童委員、高齢者相談員などを把握します。 ○広報ましきや社協だよりに目を通す習慣を身につけます。 ○福祉制度や福祉サービスに関心を持ちます。
地域でできること（共助）
○区長、民生委員児童委員、高齢者相談員、老人クラブ、婦人会等の関係強化や連携を進めます。 ○地域でボランティア活動や自助・共助に関する講座等へ住民の参加を促します。 ○地域の行事やボランティア活動等がある時に声かけをして参加を促します。 ○高齢者世帯やひとり暮らし世帯と連絡を密にし、様々な情報を伝えます。
行政の取組み（公助）
○区長、民生委員児童委員、高齢者相談員、老人クラブ、婦人会、PTA が地区で行う自助・共助の活動の充実を図ります。 ○区長、民生委員児童委員、高齢者相談員、老人クラブ、婦人会、PTA との連携を保ち、地域住民への支援がしやすい体制づくりの構築に努めます。 ○各種情報を把握し、有効活用していきます。 ○住民等への情報提供について利用者の立場に立った提供方法を検討します。 ○区長、民生委員児童委員、高齢者相談員の周知・啓発活動に回覧板や広報ましきの活用を検討します。 ○区長や民生委員児童委員の顔合わせなどの機会を検討します。
地域福祉活動計画における主な取組み
○社協だよりやホームページ、各種の会合や地域サロンなど、様々な機会を通して、自助、共助の大切さを啓発していきます。 ○町の様々な行事や学習機会を活用し、福祉に関する周知・啓発に取り組めます。 ○地域人材のつながりを進めるため、地区単位での福祉団体の合同研修会を開催します。 ○地域の各種ボランティア団体や福祉に関する団体などとの連携を深めるため、情報交換会などを開催します。

(2) 人材育成

【現状と課題】

地域活動を充実させるためには、行政だけでなく地域住民、福祉サービス事業所、ボランティア団体など様々な立場で協力していく必要があります。現在、社会福祉協議会で学校や地域での車いす体験や高齢者疑似体験などを行っていますが、活動を行う際に、介護などの福祉分野の人材が不足しています。

熊本地震後、色々な形でボランティア活動が行われており、これまでの経験を今後の活動に繋げるとともに、ボランティアの人材確保が必要です。

社会が多様化する中、複雑化・複合化した問題が最も深刻化した際に自殺は起きると言われています。様々な要因が連鎖する前に食い止めることが必要です。

【取組みの方向性（方針）】

介護などの福祉分野における人材不足の解消のため、団塊の世代に向けた地域活動の情報提供を推進し、地域活動の参加促進に努めます。また、震災後の様々な活動を踏まえて今後のボランティアの育成に繋がるような支援を検討します。

また、「安心・安全まちづくりに関する協定書」を締結している企業・団体と協力して、保護の必要な人（認知症の疑い、迷子等）の情報提供や情報共有を行い、迅速な対応ができる体制づくりを推進します。

自殺予防に関しては、自殺の要因を抱えている人を早期に発見するために、民生委員児童委員、食生活改善推進員、精神保健福祉ボランティア等の養成研修を行います。

【取組み内容について】

住民ができること（自助）
○地域でボランティア活動に参加します。 ○ボランティア育成や福祉人材等の養成講座に参加します。
地域でできること（共助）
○地域でボランティア活動の講座・講演会へ住民の参加を促します。 ○積極的に研修会等に参加します。 ○福祉教育や人権教育に関する勉強会や研修会等へ住民の参加を促します。 ○団塊世代の人へ地域活動への参加を促します。
行政の取組み（公助）
○「安心・安全まちづくりに関する協定書」を様々な業種の人と締結して情報提供等や情報共有を行います。 ○福祉についての座談会や講演会等を開催し、福祉教育の充実を図ります。 ○自殺予防ゲートキーパーの養成講座を行い、理解と啓発に取り組めます。 ○定年退職者が地域活動に参加しやすいように情報提供に努めます。 ○住民が各々持っている経験や知識・技能を、地域活動や町の政策に活かせるような環境づくりを推進します。
地域福祉活動計画における主な取組み
○ボランティア活動推進のためボランティアセンターを運営していきます。 ○小・中学校での福祉に関する学習や体験を進めます。 ○ひとり暮らし高齢者のふれあい交流会や在宅介護者の集い、福祉団体親善スポーツ大会など当事者の交流を支援します。 ○生涯学習や公民館活動等において、地域福祉の理解促進やボランティア活動への協力体制の強化に努めます。

基本目標3：地域福祉取組みの総合化

(1) 相談体制の充実

【現状と課題】

これまで、住民が抱える様々な相談に対し、必要な支援を繋ぐことができるように相談体制を構築してきました。複合的な課題に対しては、専門家や専門機関の協力を得て対応してきました。さらなる体制の充実を図るため、住民の方々へ行政の相談窓口や各関係機関の相談窓口を周知していくことで、自助・共助に記載している取組みを促す必要があります。熊本地震以降は、生活や住宅に関する相談事業が急増している状況です。今後、庁内関係各課の連携だけでなく、必要に応じて各種専門機関と連携しながら相談体制の充実に努める必要があります。

【取組みの方向性（方針）】

自助・共助の取組みを促すために、相談体制について住民へ周知・広報を行います。

民生委員児童委員等が住民に即した訪問活動を行うことで住民にとって身近な存在となるよう、住民が必要とする支援の情報共有に努めます。また、地域包括支援センターの機能強化のため、行政が運営方針を示し、計画を協議して事業を運営していきます。熊本地震の影響による生活や住宅に関する相談や、日常生活を送る上で問題が発生した際の相談に対し、各種専門機関と連携を取りながら対応を行っていきます。

【取組み内容について】

住民ができること（自助）
○困ったときに役場などの相談窓口を訪ねます。 ○日頃から身近な相談支援機関を知っておきます。 ○経済的困窮や社会的孤独状態になる前に相談します。
地域でできること（共助）
○困っている人の相談に乗ります。 ○困っている人に相談先を伝えます。
行政の取組み（公助）
○相談体制の充実に向け、取組みを行います。 ○身近な地域で福祉に関する様々な相談ができる機会を増やします。 ○経済的困窮や社会的孤独状態にならないように、その前の段階で相談ができる体制づくりを推進します。 ○区長、民生委員児童委員、高齢者相談員、地域サロン協力者等と連携し、課題を抱える世帯への支援について検討します。
地域福祉活動計画における主な取組み
○住民の多様な相談に対応するふれあい福祉相談を専門機関との連携で充実させていきます。 ○認知症や在宅で介護されている世帯等への相談と支援を進めます。 ○相談に来れない住民に対しては、地域の見守りネットワークや、益城町地域支え合いセンター等の社会福祉協議会によるアウトリーチ（実際に出向いての相談や対応）によって課題を把握し相談に繋げていきます。

(2) 福祉サービスの向上

【現状と課題】

いつまでも住み慣れた地域で安心して生活するためには、適切な福祉サービスの提供が必要です。そのため、高齢者支援会議・地域ケア会議を定期的を開催し、高齢者の自立に向けた支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を行います。困難事例については、保健・福祉の関係機関や医療関係者と検討会を随時実施しています。また、介護予防教室を開催し、高齢者へ介護予防の重要性の普及・啓発活動を行っています。

現在、ファミリーサポート事業や母と子どもの母親クラブの活動は実施できていますが、一時保育に関しては保育士不足のために中止しています。

【取組みの方向性（方針）】

福祉サービスの向上のために、高齢者支援会議・地域ケア会議の定期開催や困難事例の発生時に随時会議を開催します。また、利用者が適切なサービスの選択ができるよう、情報提供を行います。

介護予防については、高齢者の現状等を把握し今後の対策について検討を行います。また、必要な事業や福祉サービスについても随時検討していきます。

【取組み内容について】

住民ができること（自助）
○町や地区で行われている介護予防の講座や教室に参加します。 ○健康づくりに関心を持ちます。
地域でできること（共助）
○認知症サポーター養成講座に参加します。 ○介護予防教室などに参加します。
行政の取組み（公助）
○定期的（毎月1回）に高齢者支援会議・地域ケア会議を開催します。困難事例が発生した時は随時開催して対応します。地域課題の解決策を検討し、資源開発や政策化を行います。 ○健康づくりや生活習慣病の予防のため健康づくり講座や食生活改善推進員協議会を開催します。 ○健康寿命を延ばすことの重要性の周知に努めます。 ○ライフステージごとに合った健康教育や健康教室の機会を提供して健康づくり事業を推進します。 ○認知症サポーター養成講座を行うことで認知症の理解と啓発を行います。 ○認知症キャラバンメイト（認知症サポーター養成講座の講師役）については、定期的に連絡会を開催し、活動の場を提供していきます。 ○障がい者（児）が地域で安心して暮らせる仕組みづくりを検討します。 ○ファミリーサポート事業の利用や母親クラブ事業など、新規の方でも気軽に参加できるように推進します。 ○保育士の確保に努め、一時保育の再開ができるように取組みます。
地域福祉活動計画における主な取組み
○認知症地域支援推進員により認知症に関する支援や認知症サポーター養成講座を開催します。 ○認知症施策総合推進事業により認知症への啓発や対応を進めます。 ○高齢者支援会議において、専門機関と連携して困難な事例にも対応できるように努めます。 ○地域での子どもの見守りや、地域サロン等で地域の人と子ども達との交流を支援します。

基本目標4：被災された人への取組み

【現状と課題】

熊本地震の影響で、これまでの環境が変化し、住民、地域、事業所、行政から多くの課題が挙げられています。

その一つとして、地域活動を行うには、住民同士のふれあいや交流が必要不可欠であることが挙げられます。しかし、地域活動を行う上で必要な施設が熊本地震により被災し、これまでのような地域活動を継続することが困難な状況となっています。制度や分野ごとの関係を超えて、地域住民が地域の様々な主体となり我が事として参画し、住民が支え合い、助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を目指す必要があります。そのため、行政や社会福祉協議会等の団体が横断的に連携を図り、地域における互いに支え合うネットワークづくりを推進していく必要があります。災害や緊急時に対応すべき事について、熊本地震で多くの問題を抱えることとなりました。この経験を踏まえ、今後、熊本地震での経験を活かし、様々な災害や緊急時の訓練や備えを充実していく必要があります。

二つ目は、地域活動をしていく上では、地域で取り組まれている活動の内容を知る必要があります。しかし、熊本地震以降は個々の活動を把握する事が困難となっています。地域活動を充実させるためには、様々な立場で協力していく必要があります。熊本地震後、色々な形で活動が行われており、この時の経験を今後の活動に繋げるとともに、活動を担う人材確保が必要です。

三つ目は、熊本地震以降は、生活や住宅に関する相談事業が急増している状況です。これまで、住民が抱える様々な相談に対し、必要な支援を繋ぐことができるような相談体制を構築してきました。今後、庁内の連携だけでなく、必要に応じて各種専門機関と連携しながら相談体制の充実に努める必要があります。

【取組みの方向性（方針）】

熊本地震により、これまでの環境が変化し、安心して暮らすことが困難な状況になっています。住民一人ひとりが抱える問題も、多様化・複雑化していることから、「支える側」と「支えられる側」に分かれたりせず、みんながみんなを支えるような仕組みづくりが求められます。また、住民一人ひとりの努力（自助）や行政による支援（公助）だけではなく、社会福祉協議会やボランティア団体、福祉サービス事業所、民生委員児童委員等と協働して、「地域に暮らす住民など様々な人がつながり」、「お互いを補い合う協働の取組みで、これまでの地域のつながり」、「新たに作られた地域のつながり」をそれぞれの地域に合った地域福祉活動を推進（共助）する必要があります。

【取組み内容について】

住民ができること（自助）※主なもの
<ul style="list-style-type: none">○介護予防等の出前講座やイベントに参加します。○閉じこもらずに、地域活動に参加します。○行政ワークショップ、地域サロンなど、地区で開催されるイベントに積極的に参加します。（再掲）○区長、民生委員児童委員、高齢者相談員などを把握します。（再掲）○自主防災組織に参加し設立・運営に協力します。（再掲）○福祉制度や福祉サービスに関心を持ちます。（再掲）○地域でボランティア活動に参加します。（再掲）○日頃から身近な相談支援機関を知っておきます。（再掲）○健康づくりに関心を持ちます。（再掲）
地域のできること（共助）※主なもの
<ul style="list-style-type: none">○仮設住宅においても近所に声かけをします。○近所の人を気にかけて支え合います。○行政ワークショップ、地域サロン、地区で開催されるイベントなどの情報を積極的に周りに伝え参加するように声かけを行います。（再掲）○民生委員児童委員などと連携・協力し、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障がい者（児）のいる世帯に声かけや安否確認をします。（再掲）○自主防災組織の設立・運営に協力し、住民の参加を促します。（再掲）○高齢者世帯やひとり暮らし世帯と連絡を密にし、様々な情報を伝えます。（再掲）○地域でボランティア活動の講座・講演会へ住民の参加を促します。（再掲）○介護予防教室などに参加します。（再掲）
行政の取組み（公助）※主なもの
<ul style="list-style-type: none">○閉じこもり予防のために地域や地域サロンへの出前講座や講話等を行います。○基本チェックリストを活用し、うつ病の早期発見や対策に取り組めます。○益城町地域支え合いセンターの事業について、社会福祉協議会及び関係機関等と連携し、今後の事業内容・活動について検討を行います。○社会福祉協議会や地域の方と協力して、被災された人が必要とする支援を把握し、今後の地域福祉活動を検討・支援します。○高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かし、生きがいと健康保持のために働くことができる環境づくりを推進し、活躍できる場の情報を提供していきます。（再掲）○震災時の各関係機関との連携や支援体制を今後の地域活動に活かせるような支援を検討します。（再掲）

- 情報提供や啓発活動をすすめることで、地域における支え合いのネットワークを構築し、強化に向けて支援します。(再掲)
- 自主防災組織を町内各地で設立し、運営を支援します。(再掲)
- 区長、民生委員児童委員、高齢者相談員、老人クラブ、婦人会、PTAとの連携を保ち、地域住民への支援がしやすい体制づくりの構築に努めます。(再掲)
- 健康づくりや生活習慣病の予防のため健康づくり講座や食生活改善推進員協議会を開催します。(再掲)

地域福祉活動計画における主な取組み

- 益城町地域支え合いセンターや社会福祉協議会の事業を通して、被災された人の生活や住まいの再建を支援していきます。
- プレハブ仮設住宅、みなし仮設住宅の、それぞれの状況に応じた訪問や相談を行います。
- 在宅被災者に対し、訪問活動や専門相談へのつなぎなどを継続します。
- 災害公営住宅建設後の、地域での支えあいや地域サロンの開催などを検討していきます。
- 震災時の地区での対応状況などの検証が、今後につながるものであり、民生委員児童委員等へのアンケートや聞き取り等を行います。(再掲)
- 災害ボランティアセンター運営を検証し、今後を活かしていきます。(再掲)

第5章 推進体制について

1. 協働による計画の進捗

住み慣れた地域で健康で安心して暮らせるまちを実現させるためには、地域と行政が連携し、地域づくりに取り組んでいくことが重要です。

このため、本計画の推進にあたっては、地域のさまざまな担い手がそれぞれの特徴や能力を活かし、お互いに連携を図りながら、「協働」による取組みを推進していきます。

(1) 住民の役割

地域福祉を含め、まちづくりの主役は地域で生活する住民自身です。

住民一人ひとりが地域社会の一員であることを自覚し、福祉に対する意識を高め、地域福祉の担い手として自らボランティアなどの社会活動に参加する等、積極的・主体的に地域社会に参画することが求められています。

(2) 地域の役割

地域で困っている人や家庭に対し、あいさつやゴミだしなど一人ひとりがすぐに取り組めることを行うことで、地域における孤立や困りごとが少なくなります。初めはすぐにできる事から始め、地域活動やボランティア活動などへの積極的な参加を行い、地域社会に参画することが求められています。

(3) 関係団体の役割

福祉サービス事業者やNPO法人・ボランティア団体、病院、地域包括支援センター等の関係団体には、地域社会の一員として、より専門的立場から地域福祉を支えていく必要があります。

今後は、提供するサービスの量や質を確保するとともに、多様化するニーズへの対応、住民の地域福祉への参画に対する受け皿等としての体制の確保等が求められています。

(4) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉推進を具体的に担う役割があります。地域で活動される団体と連携・協力し、地域が求める取組みを推進します。

また、行政と社会福祉協議会とで連携し、地域住民や関係団体等の地域福祉活動を支援していきます。

(5) 行政の役割

行政においては、住民の福祉の向上を目指し、地域の現状やニーズ等を踏まえ、住民、関係団体、関係機関等と相互に連携・協力を図り、福祉施策を推進します。

福祉課を中心に庁内の関係各課との連携を図りながら、全庁一体となり施策を推進します。

2. 計画の点検・評価

本計画の進捗状況を管理するため、地域福祉施策に関する事業について、定期的
に実施状況を把握・整理し、計画の進捗状況の点検や評価を行い、次年度以降の計
画の推進及び施策内容の改善に繋がります。

資料編

(1) 益城町地域福祉計画等策定委員会名簿

敬称略：順不同

区分	役職名等	氏名
学識経験者 【委員長】	熊本学園大学社会福祉部 准教授	今吉 光弘
町議会議員 【副委員長】	福祉常任委員会 委員長	松本 昭一
社会福祉を目的とする団体及び事業所の関係者	民生委員・児童委員協議会	稲田 ハツコ
	老人クラブ連合会 会長	稲塚 武俊
	身体障害者福祉協会 会長	馬場 孝
保健・医療・福祉施設の関係者	社会医療法人 ましき会 益城病院 理事長	犬飼 邦明
	社会福祉法人 耕心会 熊東園 事務長	永田 敏夫
各種団体関係者	知的障害者家族の会 代表	玉作 恵子
	NPO法人 子育て応援おおきな木 理事長	木村 由美子
町民代表	区長会 飯野地区代表	坂井 博文
	区長会長 広安地区代表	橋場 紀仁
	区長会 木山地区代表	菅 克成
	区長会 福田地区代表	井上 美喜男
	区長会 津森地区代表	浪瀬 孜

※任期につきましては平成29年10月1日から平成31年9月30日の2年間です。

(2) 益城町地域福祉計画等策定委員会の設置

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ地域福祉推進に係る検討を行うため、「益城町地域福祉計画等策定委員会」を設置し、審議を行いました。

	開催日時	内容
第 1 回	平成 29 年 11 月 10 日	●益城町地域福祉計画概要について ●益城町の現状について など
第 2 回	平成 29 年 12 月 22 日	●計画素案について
第 3 回	平成 30 年 2 月 14 日	●計画素案について ●パブリックコメント実施方法について
第 4 回	平成 30 年 3 月 27 日	●計画素案の修正について ●パブリックコメント実施結果について